

第 15 回教育委員会

平成 29 年 7 月 5 日
午 後 3 時 30 分
本庁舎 7 階市会第 6 委員会室

議 案

議案第 96 号

大阪市社会教育委員の解嘱及び委嘱について

議案第 96 号

大阪市社会教育委員の解嘱および委嘱について

1. 解嘱

平成 29 年 7 月 5 日付をもって、大阪市社会教育委員を解嘱する。

氏 名	役 職 名	大阪市社会教育委員条 例第 2 条による区分	任期	備考
小林 良堂	前大阪市 PTA 協議会会長	社会教育関係者	H28.7.26 ～ H30.7.25	
吉岡 康生	前読売新聞大阪本社編集 局編集委員	学識経験者	H28.9.9 ～ H30.9.8	

2. 委嘱

平成 29 年 7 月 6 日付をもって、大阪市社会教育委員を委嘱する。

氏 名	役 職 名	大阪市社会教育委員条 例第 2 条による区分	任期	備考
松山 信繁	大阪市 PTA 協議会会長	社会教育関係者	H29.7.6 ～ H30.7.25	
二河 伊知郎	読売新聞大阪本社社会部 長	学識経験者	H29.7.6 ～ H30.9.8	

3. 説 明

小林良堂氏については、任期途中であるが、役員改選に伴って、大阪市 PTA 協議会会長を退任したため解嘱する。その後任委員として、現大阪市 PTA 協議会会長である松山信繁氏を委嘱する。

吉岡康生氏については、任期途中であるが、人事異動に伴って、読売新聞大阪本社編集局編集委員から転任したため解嘱する。その後任委員として、

読売新聞大阪本社社会部長である二河伊知郎氏を委嘱する。

任期については、大阪市社会教育委員条例第4条第2項により、前任者の残任期間とする。

委員の略歴

○松山 信繁(まつやま のぶしげ)氏

<現職>大阪市PTA協議会会長

<その他公職等>

東淀川区PTA協議会会長

大阪市立瑞光中学校PTA会長

東淀川区小松地域活動協議会会長

東淀川区小松連合振興町会副会長

東淀川区小松社会福祉協議会常任理事

大阪市立義務教育諸学校教科書用図書選定委員会委員 他

○二河 伊知郎(にこう いちろう)氏

<現職>読売新聞大阪本社社会部長

<その他公職等>

暴走族問題大阪府民会議委員（事務局：大阪府）

大阪市社会教育委員会議 委員名簿

※太字は委嘱、下線は解嘱

氏 名	代表区分	役 職 名	備考
二河 伊知郎	学識経験のある者	読売新聞大阪本社社会部長	委嘱
松山 信繁	社会教育の関係者	大阪市PTA協議会会長	委嘱
<u>小林 良堂</u>	<u>社会教育の関係者</u>	<u>大阪市PTA協議会会長</u>	解嘱
<u>吉岡 康生</u>	<u>学識経験のある者</u>	<u>元読売新聞大阪本社編集局編集委員</u>	解嘱
岡本 栄司	社会教育の関係者	大阪市青少年指導員連絡協議会副会長	任期H28.4.28～ H30.4.27
神部 純一	学識経験のある者	滋賀大学社会連携研究センター教授	任期H28.4.28～ H30.4.27
北野 幸子	学識経験のある者	神戸大学大学院人間発達環境学研究科人間発達専攻准教授□	任期H28.9.9～ H30.9.8
木戸 茂	学識経験のある者	日本労働組合総連合会大阪府連合会大阪市地域協議会副議長	任期H28.4.28～ H30.4.27
木原 俊行	学識経験のある者	大阪教育大学教育学部教授	任期H28.7.26～ H30.7.25
社納 隆博	社会教育の関係者	大阪市体育厚生協会副会長	任期H28.7.26～ H30.7.25
立田 慶裕	学識経験のある者	神戸学院大学人文学部教授	任期H28.7.26～ H30.7.25
久 隆浩	学識経験のある者	近畿大学総合社会学部教授	任期H28.7.26～ H30.7.25
平井 美代子	社会教育の関係者	大阪市地域女性団体協議会副会長	任期H28.7.26～ H30.7.25
弘本 由香里	学識経験のある者	大阪ガス株式会社エネルギー・文化研究所特任研究員	任期H28.7.26～ H30.7.25
森下 規代子	学識経験のある者	大阪総合保育大学 非常勤講師	任期H28.4.28～ H30.4.27
柳本 真知子	学識経験のある者	はぐくみネットコーディネーター	任期H28.4.28～ H30.4.27

大阪市社会教育委員条例

第1条 社会教育法第15条の規定に基づき、大阪市に社会教育委員(以下委員という。)を置く。

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者の中から教育委員会が委嘱する。

第3条 委員の定数は20人以内とする。

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、特別の事情があるときは、任期中でも解嘱することがある。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任することができる。

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

この条例施行後最初に委嘱する委員のうち、半数の委員の任期は1年としその委員はくじで定める。

附 則(平成26年3月4日条例第27号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

社会教育法（抄）

（昭和二十四年六月十日法律第二百七号）

第四章 社会教育委員（第十五条—第十九条）

第四章 社会教育委員

（社会教育委員の設置）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（削除）

第十六条 削除

（社会教育委員の職務）

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第十九条 削除